

財務省第12入札等監視委員会
令和5年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和6年3月19日(火) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室	
委 員	委 員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委 員 柴田 祐二(柴田公認会計士事務所 公認会計士)	
	委 員 森 裕美子(森総合法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和5年10月1日(日) ～ 令和5年12月31日(日)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名 : 令和5年度金山住宅外7・8号棟浴室改修その他工事 契約相手方 : 株式会社長建 (法人番号6290001023230) 契約金額 : 183,594,400円(税込) 契約締結日 : 令和5年10月23日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 水俣港湾合同庁舎照明装置LED化工事一式 契約相手方 : 海江田電機株式会社 (法人番号6340001008952) 契約金額 : 1,925,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年12月26日 担当部局 : 長崎税関
随意契約(公共工事)	-件	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 監視艇かいせい船体維持上架一式 契約相手方 : 株式会社木曾造船 (法人番号 5240001037995) 契約金額 : 1,078,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年11月30日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 令和5年分確定申告期における備品等の賃貸借業務 契約相手方 : コーユーレンティア株式会社 (法人番号3010401025419) 契約金額 : 38,825,149円(税込) 契約締結日 : 令和5年12月13日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(物品役務等)	-件	—
うち応札(応募)業者数 1者関連	1件	契約件名 : 令和5年分確定申告期における備品等の賃貸借業務 契約相手方 : コーユーレンティア株式会社 (法人番号3010401025419) 契約金額 : 38,825,149円(税込) 契約締結日 : 令和5年12月13日 担当部局 : 福岡国税局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回 答
【事案 1】 契約件名 : 令和5年度金山住宅外7・8号棟 浴室改修その他工事 契約相手方 : 株式会社長建 (法人番号 6290001023230) 契約金額 : 183,594,400円(税込) 契約締結日 : 令和5年10月23日 担当部局 : 福岡財務支局	
複数応札であるが高落札率であるため、予定価格の積算が適切であったか、また、競争性が働いているか検証する必要がある。	
本件は浴室改修工事以外の工事項目も含まれているが、総合評価落札方式(以下「総合評価」という。)の評価基準において、加点評価の対象工事を「延べ面積500㎡以上の共同住宅の浴室改修工事」に限定した理由は何か。	複数の工事項目があるが、浴室改修工事はその中で最も重要な工事項目となっている。居住中の住戸において、短期間で浴室改修工事を行う必要があり、共同住宅での当該工事の実績業者を高く評価できるようにしたためである。
応札者5者のうち、入札価格が予定価格を下回ったのは2者である。2者の評価内訳を比べると、「延べ面積500㎡以上の共同住宅の浴室改修工事」の実績において、落札者は実績ありとして加点されているが、もう1者は実績がないため加点されていない。この評価基準では、同種・同規模工事の実績がない業者が落札することはかなり難しいと考えるが、この評価基準を設定したのは何故か。	『公共工事の品質確保の促進に関する法律』等において、技術的能力の審査に当たっては建設業者の同種・類似工事の経験を審査することとされている。また、同種・類似工事の経験等の要件を付す場合には、発注予定工事の技術特性等を踏まえ、具体的に示すものとされている。
入札参加申込者6者のうち1者が不参加(辞退)となっているがその理由は何か。	仕様書に定める工期では対応が困難なため辞退したとのことであった。
高落札率の要因、また応札者5者のうち3者が予定価格を上回った要因としてどのようなことが考えられるか。	足元における賃金や資材等の高騰が影響している。また、本件は居住中の住戸の水回りを中心とする改修工事であることから、日程調整や実際の作業にどの程度時間を要するのか不確定な要素があり、業者としてはそのようなコストを通常よりも多く見込んだと考える。
昨年度の同種工事でも高落札率であり、更には応札業者も少数であったがその理由をどのように考えるか。	高落札率の要因は本件と同じである。また応札者が少ない要因としては、居住中の住戸での工事となるため、居住者側の予定に合わせて施工日程を組む必要があり、その調整を敬遠する業者が多いことが考えられる。
賃上げ実施を表明していることから落札者を加点評価しているが、賃上げを確認できる資料は入手しているのか。	事業年度(＝賃上げ計画期間)終了後に落札者から賃上げ実績を証明する書類を提出させ、実際に賃上げされているか確認する予定である。
過去の浴室改修工事の入札結果を見ると、入札参加者が固定化されているが、より多くの業者に参加してもらうためにどのような取組みを行っているのか。	同種工事の実績業者等には声掛けしているが、今後については検討したい。
過去の浴室改修工事の入札では総合評価を採用していることが多いが、その理由は何か。また、総合評価を採用する対象工事を拡大する予定はあるのか。	入居者の生活に大きな影響を与える水回りを中心とした内部改修工事であるためである。また、浴室改修工事以外では外壁改修工事でも総合評価を採用しているが、現時点では、それら以外の工事でも総合評価を採用する予定はない。

意見・質問	回 答
【事案 2】 契約件名 : 監視艇かいせい船体維持上架一式 契約相手方 株式会社木曾造船 (法人番号 5240001037995) 契約金額 : 1,078,000円 契約締結日 : 令和5年11月30日 担当部局 : 門司税関	
低落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、低落札率となった原因について検証する必要がある。	
予定価格の積算は適正か。	船舶用塗料等の材料費及び専門技能を有する作業の労務費は、公表資料がないため、複数業者からの参考見積り価格を採用した。一方で、塗装作業など一般的な作業の労務費は、公表資料(公共工事設計労務単価)を基に積算しており、予定価格の積算は適正であったと考える。なお、2番札の入札金額と予定価格とが近似値であることから、積算は適正であったと考えている。
落札者1社だけ突出して入札金額が低いが、原因等としてはどのようなことが考えられるか。低落札率となった原因は何か。	監視艇かいせいは落札者が建造した船舶であり、引渡し後に漏水等の不具合が生じたため、建造請負契約書第40条(契約不適合責任)の規定に基づき落札者に対して履行の追完を請求していた。そのため、落札者が本維持上架に併せ、不適合箇所の履行を実施することが経済的であると考え、低価格で入札したものと思われる。
仕様書6(2)に関連して、落札者は120マイル内に所在しているのか。	停泊場所から上架先までの直線距離は213kmである。120マイルは、海上マイル(1,852m/1マイル)では約222kmとなり、範囲内である。なお、陸マイル(1,609m/1マイル)では約193kmで、範囲外である。120マイルの範囲は海マイル換算となることを、入札説明時に口頭説明している。
請負契約書の内容は、過去5年間の契約実績と比較しても基本的に大きく変わりはないとの理解で良いのか。	検査を伴わない船体維持上架契約については、船底の清掃と塗装が主な業務となるため、大きく変わりはない。
かなり低額入札だが、業務の品質確保の点では問題ないのか。 応札した他者と比較しても落札者の入札金額は極端に低い。清掃・塗装等の作業品質に問題のないことの確認は事前に行われているのか。	業務の品質は、落札者に仕様書を改めて確認してもらうほか、適切に監督を実施することにより確保する。なお、本年3月13日に監督職員が出張の上、上架に立会い、納品物の検査を実施した。下架は3月25日を予定しており、監督職員が出張の上、履行確認及び下架時の立会いを行う予定である。
低額入札となった理由として、履行の追完という特殊事情があったということだが、建造した契約業者が履行の追完という諸々の作業を維持上架と一緒に行う方が良いと考えたということか。	10年ほど前に当関が建造した監視艇についても同様に履行の追完請求していたところ、建造した社が維持上架について低額入札を行った。当時、「履行の追完について責任をもって行いたいため」低額入札となったと聴き取りをした記憶があるので、今回もそのような要素があったと考えている。 また、本件落札者が入札に参加すれば、低額入札の可能性もあることを想定し声掛けも行った。

意見・質問	回 答
【事案 3】 契約件名 : 水俣港湾合同庁舎照明装置 LED化工事一式 契約相手方 : 海江田電機株式会社 (法人番号6340001008952) 契約金額 : 1,925,000円(税込) 契約締結日 : 令和5年12月26日 担当部局 : 長崎税関	
低落札率であるため、予定価格の算出が適正であったか、また低落札率となった原因について検証する必要がある。	
同社は過去に長崎税関が発注した他のLED化工事入札で落札実績があるが、参考見積りをとらなかったのは何故か。	参考見積りを依頼するにあたり、現場を確認してもらい、仕様書にも誤りがないか等の確認をしているため、現場から近隣の業者に依頼している。同社にも依頼したが、距離的にやや遠く、日程の調整がつかなかった。
予定価格と大きく乖離し、低落札率となった原因は何か。	同社は、当関以外の他のLED化工事も同時期に請け負うこととなり照明器具をまとめて発注することでメーカーから相当安価で仕入れることができる見込みとなったこと、また、自社作業員を集中的に投入して工期を短縮することで工賃も抑えられる見込みとなったことから、極めて安価な入札が可能となったため、低落札率となったと考える。
値引きが大きくなることは想定できなかったのか。	大規模な工事であれば資材費の値引きが大きくなることもあるが、当該庁舎は小規模な庁舎であり、ここまで安くなることは想定できなかった。
3者の参考見積りの額もそれぞれ開きがあるが、予定価格を算出する際に平均をとることは妥当なのか。	複数者に依頼をして応じてもらったのが3者のみであったため、それを採用した。

意見・質問	回 答
【事案 4】 契約件名 : 令和5年分確定申告期における 備品等の賃貸借業務 契約相手方 : コーユーレンティア株式会社 (法人番号 3010401025419) 契約金額 : 38,825,149円(税込) 契約締結日 : 令和5年12月13日 担当部局 : 福岡国税局	
1者応札であり、同一業者の落札が続いているため、競争性が働いているかを検証する必要がある。	
他の業者からも参加を促すよう、どのような(声掛け等)を行ったか。競争性を確保するためにどのような対応が考えられるか。	過去に入札説明を行った業者だけでなく、対応可能と想定される新規の業者や他局の同様の案件への応札業者へ積極的な声掛けを実施したが、一者応札の解消には至っていない。 競争性を確保するために、過去にエリア分けを実施し複数応札になったこともあるが、結果としてスケールメリットが弱まったため単価が3割程度上昇したという経緯もあり、全体を一括して調達した方がスケールメリットは生かせると考えている。また、エリア分けした場合でも対応できるエリアが限られるという業者意見もある。 品目ごとに分ける対応も考えられるが、複数の業者がそれぞれに運搬費用を負担することとなり、相対的に諸費用が高くなる可能性や納品日等の調整がより煩雑となり、会場設営の事務効率が落ちることも考えられる。 今後は引き続き他局の状況等から対応可能な業者がいらないか積極的な声掛けを実施するとともに、品目の削減について検討していきたい。
1者応札となった要因は何か。	応札しなかった業者への聴き取りを行ったところ、品数が多く対応できない。必要量の確保ができないという理由が主だったものであり、これらが応札できない要因と考えられる。また、納入場所が多数あるにも関わらず、納入日が限られているといった煩雑性も要因の一つと考えられる。
過去における応札及び落札の状況はどうだったのか。	直近の令和4年分から平成30年分までの5年間については、応札業者以外の業者も入札説明を受け仕様の確認を行っているものの、備品の調達が困難との理由から応札には至らず、今年度の契約業者と同じコーユーレンティア株式会社、1者のみが応札している状況となっている。

【委員会の審議結果】	
(第1事案について) 居住中の住戸の改修という難しい工事のため、総合評価を採用していることは理解できた。 しかしながら、総合評価が新規業者の参入を阻害していると国からも指摘されているため、評価基準としている過去の工事実績等の見直しを検討されたい。	
(第2事案について) エリア(回航の費用負担)を広くすることにより、入札金額が下がる可能性があるため、見直しを検討されたい。	
(第3事案について) LED化工事は全国各地で低価格応札が問題になっているところであり、業者参考見積りの平均値を採用することで予定価格の精度が下がると思われる。特に資材費については過去のLED化工事の類似工事の価格の平均値を参考にすることを検討されたい。	
(第4事案について) スケールメリット等の理由から現状の調達内容となっている事情は理解できたが、同一業者が落札し続けている状況は競争性の観点からは好ましくないため、業者からの要望も踏まえエリア分けの実施を再度検討されたい。 また、予定価格の算定に際しては、複数の業者から参考見積りを徴し、価格の妥当性をチェックすべきと考える。	